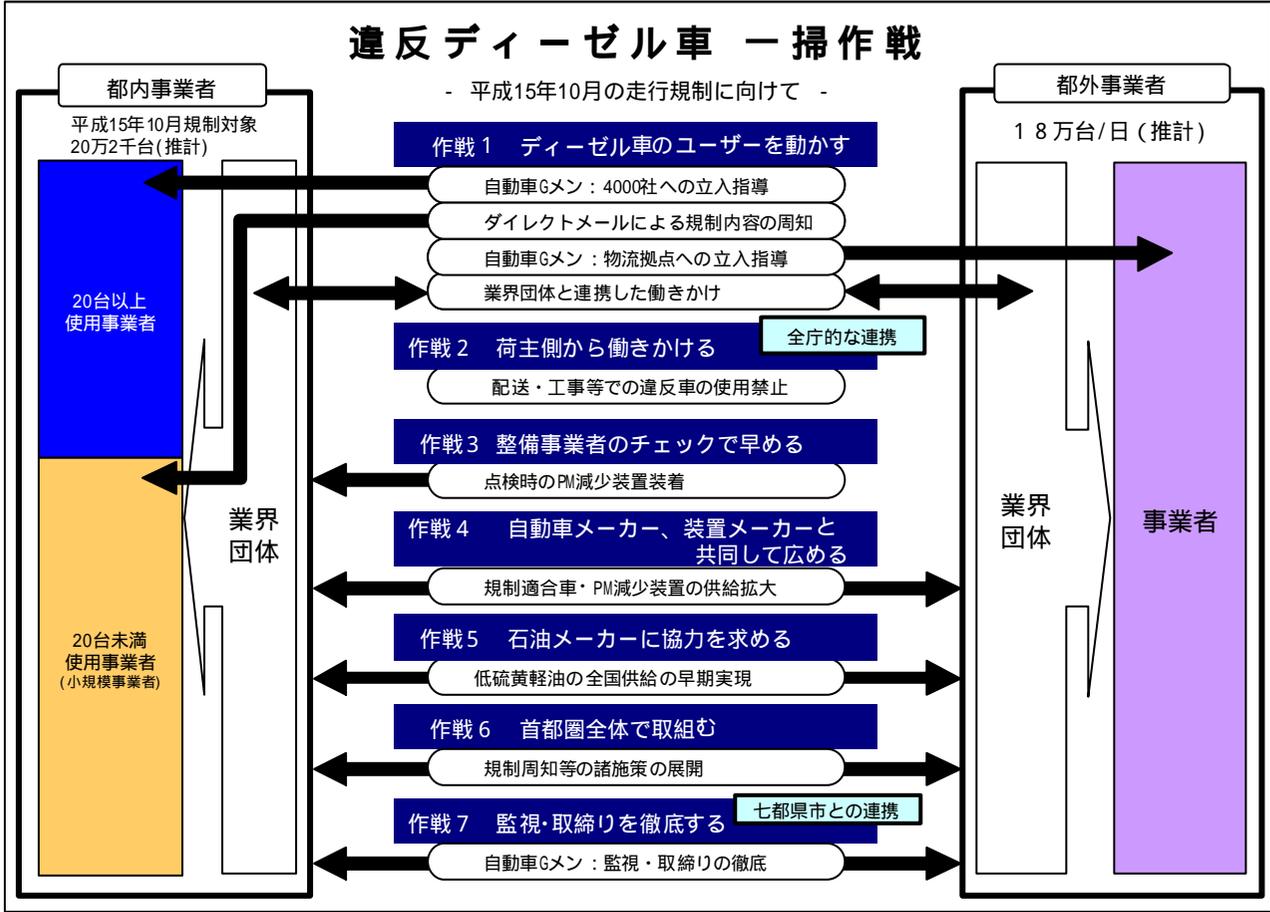
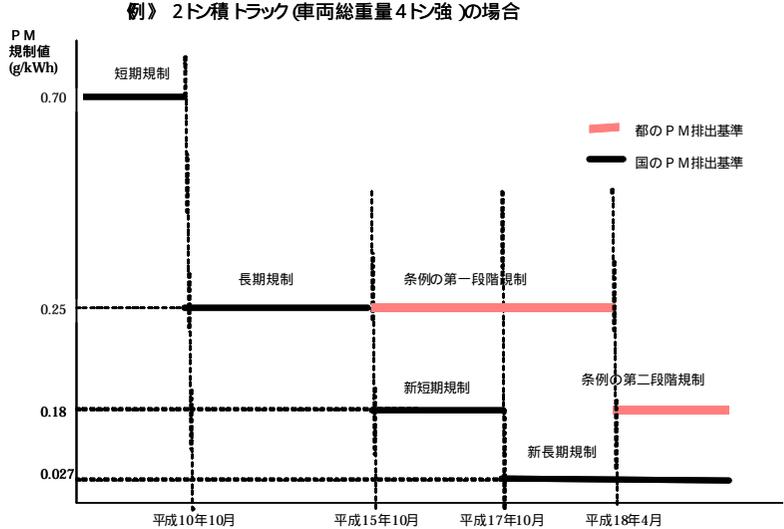


| 基本計画の分野 | | これまでの主な取組 |
|---------------------------|--------------------------------|---|
| <p>第1節 自動車公害対策の徹底</p> | <p>1 ディーゼル車を中心とする排出ガス規制の徹底</p> | <p>環境確保条例によるディーゼル車排出ガス規制の実施（平成15年10月） 規制対応のために、新車への代替又は粒子状物質減少装置の装着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車又は最新規制適合車の購入資金あっせん 平成13～16年度：約1万3千台（平成17年3月末） ・平成14年6月から八都県市共同で粒子状物質減少装置指定 DPF19社24型式、酸化触媒12社35型式指定（平成17年5月） ・粒子状物質減少装置の装着費用の補助 平成13～16年度：約6万1千台（平成17年3月末） <p>規制開始1年前（平成14年9月）から規制の円滑・効果的な実施のため、全庁を挙げて違反ディーゼル車一掃作戦の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制開始時における都内車籍の規制対象車20万2千台について、規制開始前に約8割、平成16年12月末で97%対応済み ・自動車Gメン75名で、自動車20台以上使用の3,771社全社へ立入指導 ・都内全ディーゼル車所有者へダイレクトメール延べ550万通を送付 ・全国約100の荷主等事業者団体に個別訪問、東証1部・2部上場企業2073社にアンケート調査し、規制対応要請 ・平成15年4月から、全庁的に配送・工事等で規制適合車の使用を実施 ・（社）東京都自動車整備振興会、（社）日本自動車整備振興会と連携し、点検整備時のユーザーへの働きかけ ・七都県市（現、八都県市）首脳会議でディーゼル車対策推進本部を設置し（平成14年9月）、首都圏の連携強化 <p>都内運行規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締りの実施 路上・物流拠点等：延べ314箇所（平成15年10月～平成17年3月末） ・運行禁止命令 149台（平成15年10月～平成17年3月末） <p>平成18年4月から第二段階規制実施</p> <p>非ディーゼル車への代替 環境確保条例による低公害車の導入義務（平成17年度末までに超低公害車に換算して5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・172事業所中139事業所で達成（80.8%）（平成15年度末） ・都内における普及台数 CNG車約4,100台、LPG車約4,700台（平成15年度末） <p style="text-align: right;">過去5年間でCNG車約17.6倍、LPG車約2.8倍</p> <p>粒子状物質排出量の少ないディーゼル車の早期投入 自動車メーカーに、低PM車の開発を要請（平成14年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年8月から、低PM車（NOxは新短期規制値、PMは新短期規制値の75%又は85%低減レベル）が一部市場導入 <p>自動車メーカーに、新長期規制適合車の早期市場投入とポスト新長期規制への技術開発の促進を要請（平成16年11月）</p> |

違反ディーゼル車一掃作戦



条例規制の基準値



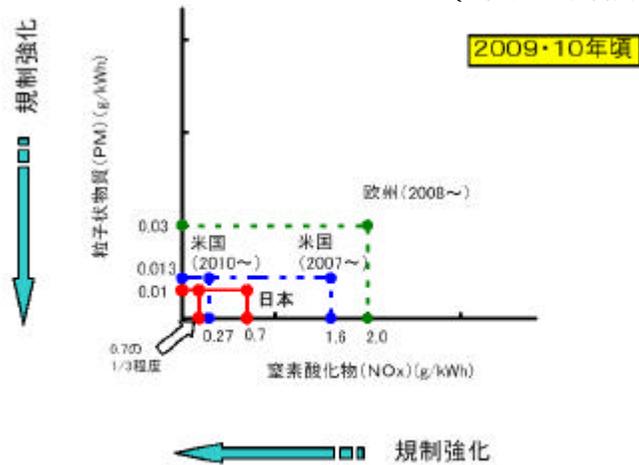
融資あっせん制度及び補助制度

| | | |
|--------------------------|-----------------|---|
| 融資 あっ せん 制 度 | 自動車低公害 化促進資金 | <ul style="list-style-type: none"> 東京信用保証協会が保証し、取扱金融機関が融資する。 融資対象は、都指定低公害車の購入及び最新規制適合車への買換え(ただし、3.5t 以下はディーゼル車以外への買換え) 利率は、長期プライムレート 都の補助は、利子補給(金利の1/2)及び保証料補助(2/3) |
| | 特別融資 | <ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関の保証を得て、融資する。 融資対象は、NOx・PM法の規制対象となるトラック・バス等のディーゼル車から最新規制適合車等への買替え |
| 補助 制 度 | PM減少装置 | <ul style="list-style-type: none"> 対象車種：長期規制車両で、3.5t 超のディーゼル車(乗用車を除く)(限度額) 大型(車両総重量8t超)は20万円/台 小型(車両総重量3.5t超8t以下)は10万円/台 |

| 基本計画の分野 | | これまでの主な取組 |
|-------------------|-------------------------|---|
| 第1節 自動車公害対策の徹底 | 1 ディーゼル車を中心とする排出ガス規制の徹底 | <p>不正軽油の撲滅 平成12年9月から、主税局・環境局合同による不正軽油撲滅作戦の実施 ・ 抜取本数：約5万本 摘発件数：13件（平成12年9月～平成16年度）</p> <p>使用過程車における環境性能の維持 国に対し、次の事項を要望 ・ 車検時の規制対象項目に大気汚染の課題である窒素酸化物及び粒子状物質を追加 ・ 車検時における排出ガスの測定の際に、負荷をかけた測定法の導入の早期実施</p> |
| | 2 次世代技術による自動車の環境性能の向上 | <p>自動車の更なる低公害化・低燃費化 国に対し、世界一厳しい排出ガス規制の実現を要望 ・ 総理大臣・環境大臣へ質問状（平成15年5月） ・ 中央環境審議会、2009（平成21）年目標で、世界最高レベルの目標値（ ）を答申（平成17年4月） 2010年時点で、NOxは、日本：0.7の1/3程度（挑戦目標値）、米国0.27、欧州2.0（単位：g/kWh） PMは、日本0.01、米国0.013、欧州0.03（単位：g/kWh） 自動車メーカーに、一層低燃費なガソリン車・ディーゼル車の早期市場投入を要請（平成16年11月）</p> <p>自動車の環境性能の再評価 国に対し、低公害車の指定制度について、燃費等も加味して抜本的に制度の再検討を行うことを要望</p> <p>自動車燃料の超低硫黄化 石油連盟に対し、低硫黄軽油の早期供給を強く働きかける。 ・ 平成15年4月から、低硫黄軽油（硫黄分50ppm以下）全面供給開始 ・ 平成17年1月から、超低硫黄軽油・ガソリン（硫黄分10ppm以下）全面供給開始</p> <p>燃料電池自動車の開発促進 温暖化対策及び大気汚染対策の一環として、燃料電池自動車の普及啓発を行う。 ・ 東京臨海部の江東区有明に水素燃料供給ステーション設置（平成15年6月） ・ 都営バスで燃料電池バスのパイロット事業実施（平成15年8月～平成16年12月）</p> |

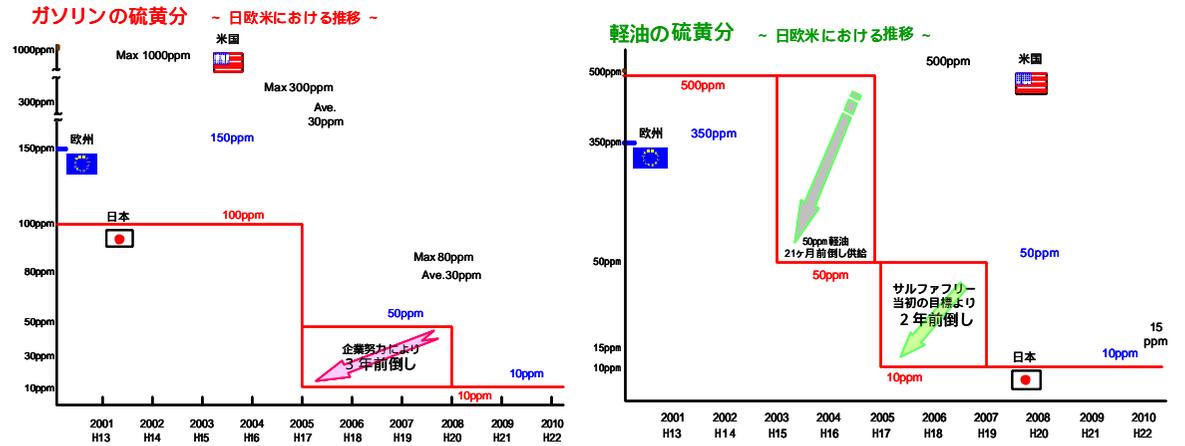
ディーゼル重量車の排出ガス規制値の比較

(出典：環境省資料)

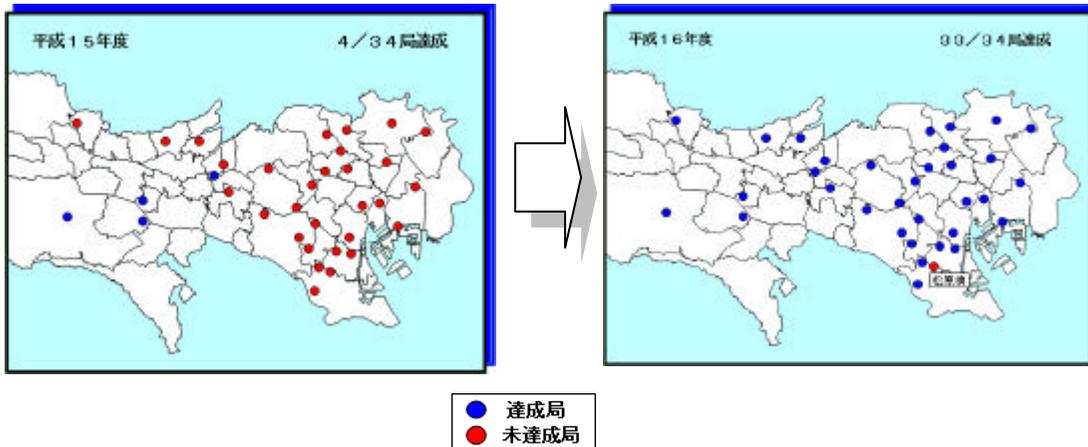


※各国ごとに走行実態を踏まえた異なる試験モードを設定している。
 ※米国の2010年規制については、現在も引き続き、当局と自動車メーカーが技術的目標についてレビューを行っているところ。

超低硫黄軽油・ガソリンの早期供給



自動車排出ガス測定局のS P M環境基準達成状況



有明水素ステーションと燃料電池バス



都営バス（運行台数1台）の営業路線での運行
 【営業路線】
 東京駅八重洲口 ↔ 東京テレポート駅（系統 東16）
 門前仲町 ↔ 東京テレポート駅（系統 海01）

| 基本計画の分野 | これまでの主な取組 |
|---|---|
| <p>第1節 自動車公害対策の徹底</p> <p>3 自動車への依存を減らす都市づくり</p> | <p>自動車利用から公共交通機関への転換 通勤・通学等における自動車利用から公共交通機関の利用への転換を促進するために、駅周辺の駐車場の利便性を向上 ・「東京都パーク&ライド基本方針」策定(平成16年9月) ・平成18年度までに、駐車台数1万台分確保を目指す。 40箇所の駐車場で3,143台分を確保(平成17年3月)</p> <p>都市開発による交通量への影響についての対策 建物内物流の効率化により、納品車両の流れをスムーズにし、建物周辺の自動車交通環境を改善 ・開発事業者、物流事業者、都で構成する「環境物流プロジェクト会議」開催(平成17年3月)</p> <p>ロードプライシングの検討 東京都ロードプライシング検討委員会報告書(平成13年6月)に基づく検討 ・都民等意見の募集及び公表(平成14年7月)、有識者等からのヒアリングの実施(平成14年7~11月)</p> <p>自転車使用の促進 自動車より環境への負荷の少ない自転車への転換を図るため、自転車道網を整備 ・7つのモデル地区のうち「千代田区・中央区・東京都」・「台東区・墨田区・葛飾区」地区で、6.9km(都道)完成(平成16年度末)</p> <p>物流対策 百貨店に出入りする納品車両の共同配送の推進により、物流車両数を削減 ・関東百貨店協会が納品物流の共同化を決議(平成16年11月) ・平成17年度に都内の全加盟店舗(34店舗)で実施予定 (12店舗で実施中 平成17年4月末) 建物内物流の効率化により、納品車両の流れをスムーズにし、建物周辺の自動車交通環境を改善【再掲】</p> <p>駐車対策 駐車場情報の提供により、駐車場への入庫をスムーズにし、路上駐車等による交通混雑を緩和 ・平成14年3月から、s-parkサービスにより駐車場の位置及び空き状況の情報を提供((財)東京都道路整備保全公社) 位置情報：約4,230箇所、空き情報：約730箇所、アクセス件数：年間約107万件(平成16年度末) ・平成16年10月から、ITカーナビによる駐車場案内誘導システムを都内全域で展開(約3,900箇所 16万4千台分)</p> <p>自動車利用の抑制指導 都内に30台以上の自動車を使用する事業者に対し、自動車環境管理計画書に基づく自動車使用の抑制指導</p> |

通勤・通学パーク＆ライドの拡大



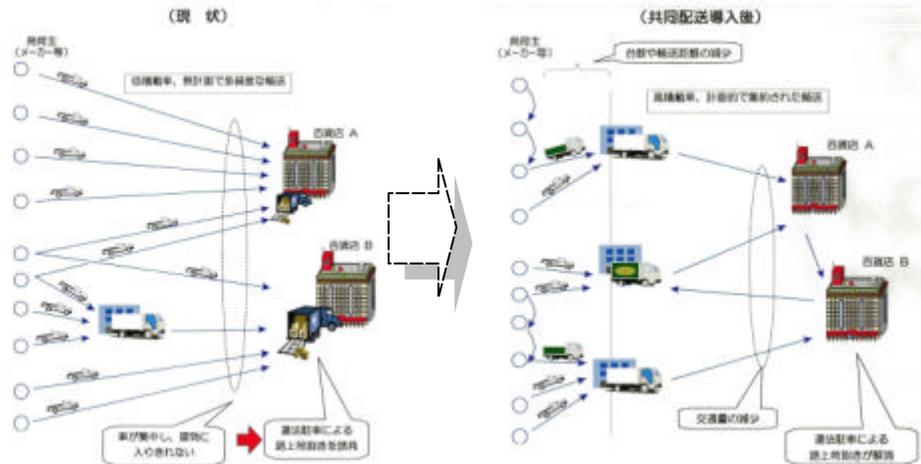
展開地域

環状6号線及び隅田川で囲まれる地域の外側（周辺区部や多摩地域）及び多摩地域の拠点駅（八王子、町田、立川、府中、吉祥寺）を除く地域

s-park サービスによる駐車場情報の提供



関東百貨店協会の共同配送



環境物流プロジェクト会議

